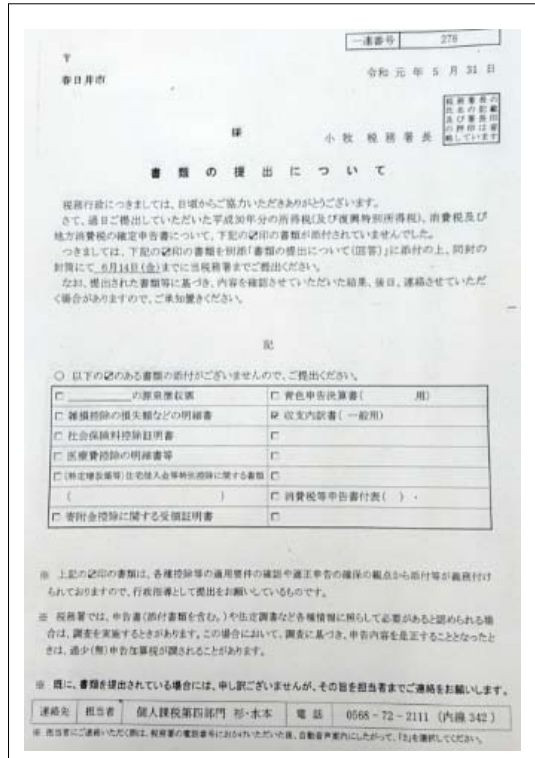




税務署から収支内訳書提出の督促文書が届いています 提出しないことで不利益な扱いを受けることはありません



5月31日付で、税務署から左写真のような「書類の提出について」という文書が送付されています。これは、白色申告者で「収支内訳書」を提出しなかった納税者に、「収支内訳書」の提出を督促するもので、毎年送られてきてきているものです。以前は7月半ば頃に送付されていましたが、昨年からは5月末に送付されてきています。

「**収支内訳書**」を提出しないことで**不利益な扱いはありません!**
文書には「調査を実施する場合があります」「過少(無)申告加算税が課されることがあります」などと書いてあるので不安になる方も多いと思いますが、これは例年通りの文言です。「収支内訳書」は、昭和59年3月の所得税法改悪により、個人・白色申告者へ提出が定められています。民商の強い反対運動で、提出しなかった人も罰則や不利益な扱いは受けなくなっています。

春日井民商が毎年、小牧税務署との間で行っている交渉でも、「収支内訳書の提出がないことをもって税務調査をするような不利益な扱いをするのではない」と明確な回答を得ていますので、ご安心ください。

民商婦人部定期総会が開催されました



参加者全員で記念撮影

6月1日(土)、婦人部は「わしょく屋」にて定期総会を開催し、21名が参加しました。

久々に会う会員も多く、終始和やかな雰囲気です。楽しい時間を過ごしました。

なお、今回の婦人部総会で6年間婦人部長を務めた福原満江さん(西支部)が退任し、新たな婦人部長には梶田美智子さん(北支部)が就任しました。

美味しいそうめんが今年も入荷しました!
値段は今年もすえおき!

小豆島のそうめん

1.8kg 2,200円

一人で悩まずに

納税が大変な人は、民商に相談を!

もうすぐ春日井市から今年度の市県民税と国保税の納入通知が届きますが、このところ民商では納税相談が後を絶ちません。

金額を見て「払えない」と放置をした結果、差押が行われた人もいます。民商では、市との話し合いで無理のない納付をすすめています。毎年11月の春日井市交渉では、「納税相談を行い、納付計画を守っている限り差押は行わない」との回答も得ています。一人で悩まずに、民商にご相談ください。

市役所の日曜相談日と夜間相談日も活用しよう

春日井市役所では、毎月末日曜の午前9時~正午と午後1時~4時まで日曜相談日、毎週水曜日の午後7時まで夜間相談日を設けています。平日の日中は仕事の都合で納税相談に行けないという人は活用してください。

毎月15日までの会費納入にご協力をお願いします。 会計 山崎孝亀